

---

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（藤井 要君） 日程第5、議案第36号 松崎町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

- 町長（長嶋精一君） 議案第36号 松崎町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について。

詳細は担当課長より申し上げます。

（総務課長 高橋良延君 提案理由説明）

- 議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

- 1番（田中道源君） 先ほどの説明の中で、この条例改正は、ほかの市町でも、進んでいるということでしたので、どのような市町が大体進んでいるよってというのがもしあれば教えていただきたいのと、実際この、変更したことによる、想定範囲と言うんでしょうか、こういうことがあり得るよってというのが、もしわかりましたら教えていただけたらと思います。

- 総務課長（高橋良延君） まず1点目の、他の市町の状況ということで申し上げますと、賀茂郡下に限ってということでは、既に南伊豆町、河津町については、この条例の改正が進んでおります。ほかの市町についてもこの条例改正の準備が進んでいるということです。今現在も確定、もう終わったというところは、今の2町でございます。それから全国でいきましてはこれはもうほとんどのところ・・・、小さいところはまだですけども大きなところについてはもうほとんど、こういった条例改正が済んでいると。これは統計で、27年の統計ですけども、都道府県単位でいきますと、31都道府県は既にこういった、条例改正が進んでいると、市町の状況は、ちょっと私今手元にはございませんけれども、大きいところでは進んでいるという状況でございます。それから、こういったことが想定をされるかということですけども、これは先ほど言いましたように、公務外のところでも適用するというようなことになりますので・・・。公務外と言いますと、例えば職員が地域の活動をしている・・・、清掃活動ですとか、あるいはボランティア活動への参加っていうのは、近年多くなっています。だもんですからそういったところで活動のところを・・・、ちょっと不注意

で傷つけてしまったりとかっていう、そういったところについては、この改正後のところでは、想定されるというようなことも含めて改正をいたしましたものでございます。

○6番（渡辺文彦君） 直接、改正に当たる傍線部分の質問じゃないんですけども、その傍線の次に、情状を考慮して特に必要があるという文面が・・・、これが非常に大切な要素だと・・・、この条例の中では・・・、この条例の中でこの文面が1番大きなポイントだと思うんですけども、これはどういうことを意味するのかという、誰がこれを、判断するのか。その辺をちょっと確認したいんですけども。

○総務課長（高橋良延君） そうですね、この失職の規定によりますと、情状を考慮してというように、最後にある訳ですけども、これは判断するのは、町・・・、最終的には、町長という形になります。これについては、本改正については、あくまでも執行猶予されたものが、その対象となってということで、それで、特に情状を考慮して、必要と認めたということ提起していますのでね・・・。過失によって、刑が猶予されたものに関しては、いきなり免職ということではなくて、当然その過失の度合いにもよりますけれども、刑の内容によりまして、ある程度、猶予されていくということでございます。その情状を考慮してという判断は、町長がされるという形でございます。

○議長（藤井 要君） 他に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようであります。質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第36号 松崎町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について

の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（藤井 要君）挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---